

[事案 30-34] 失効取消請求

・平成 30 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

失効前に保険会社から電話による連絡がなかったことを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 4 月に契約した医療保険について、平成 29 年 4 月に保険料未納のため失効したので、同年 6 月に復活を請求したところ、告知内容を理由に復活を拒否された。しかし、保険会社からは、失効前に保険料払込案内の文書が郵送で届いただけであり、電話による案内はなかったことなどから、失効を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 約款では保険料未納により失効する旨が定められている。また、約款上も運用上も、失効することを事前に電話で説明する対応は求められていない。
- (2) 平成 29 年 1 月に、職員が申立人方を訪問し、今後は自動振替貸付を受けられないので、2 か月分の保険料が支払われなければ失効することを説明したところ、自動振替貸付の利息分、および未納であった 1 か月分の保険料が支払われた。
- (3) 平成 29 年 3 月上旬に、1 か月分の保険料が未払いであるので、まとめて 2 か月分請求することを記載した保険料払込案内文書を申立人に郵送し、同月下旬には、期日までに保険料が支払われないと失効する旨を記載した保険料未払通知文書を申立人に郵送しており、いずれの文書にも払込猶予期間満了日として 3 月 31 日と記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、失効前の保険会社の案内に不十分な点がなかったか等、失効時の状況等を把握するため、申立人および訪問した職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が失効前に十分な案内を行わなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。